

2019年10月8日

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

物理的損害を伴わない電車等の運休・遅延による損害賠償責任を補償に追加

損害保険ジャパン日本興亜株式会社（取締役社長：西澤 敬二、以下「損保ジャパン日本興亜」）は、お客さまの日常生活における損害賠償責任リスクについてさらなる安心を提供するため、2020年1月に自動車保険の賠償責任保険（個人賠償責任特約、対物賠償責任保険）を改定し、物理的損害を伴わない電車などの運休・遅延を発生させたことにより被保険者に生じる損害賠償責任を新たに補償します。

1. 背景・趣旨

近年、認知機能の低下を原因とした高齢者の鉄道事故により、ご本人やご家族が負う可能性のある賠償責任リスクに対する関心が高まっています。

これまで賠償責任保険は、「お客さまが線路内で立ち往生してしまい、電車が衝突回避のために緊急停止した結果、運休・遅延が発生した」ケースのように、衝突などによる物理的損害を伴わずに発生した電車などの運休・遅延の営業損害（振替輸送費用など）は、補償の対象外でした*。

このたび、日常生活における万が一のときの安心感を高めるため、物理的損害を伴わない電車などの運行不能による損害を賠償責任保険（個人賠償責任特約、対物賠償責任保険）の補償対象に追加する改定を行います。

※「電車と衝突し、電車の車体に損傷が生じた」など物理的損害を伴う電車等の運休・遅延の営業損害は、現行の賠償責任保険（個人賠償責任特約、対物賠償責任保険）においても補償の対象となります。

2. 商品概要

(1) 改定内容

自動車保険の個人賠償責任特約および対物賠償責任保険に、以下の補償を追加します。

	追加される補償対象	具体事例 (注) 電車との衝突を伴わない事例
個人賠償責任特約	日常生活に起因する偶然な事故により、他人の財物の損壊を伴わない電車等の運行不能について、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任	<ul style="list-style-type: none"> ・駅のホームから誤って線路内に転落してしまい、電車を運休・遅延させてしまった。 ・認知症の家族が道に迷って線路内に立ち入り、電車を運休・遅延させてしまった。
対物賠償責任保険	ご契約の自動車の所有、使用または管理に起因して、他人の財物の損壊を伴わない電車等の運行不能について、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車を運転中に踏切内で立ち往生してしまい、電車を運休・遅延させてしまった。

(2) 改定実施日・対象商品

2020年1月1日以降を保険始期日とする自動車保険の個人賠償責任特約、対物賠償責任保険を対象とします。

3. 今後について

損保ジャパン日本興亜は、今後も社会課題に対応した商品・サービスを提供することで、安心・安全な社会の実現に貢献していきます。

以上